

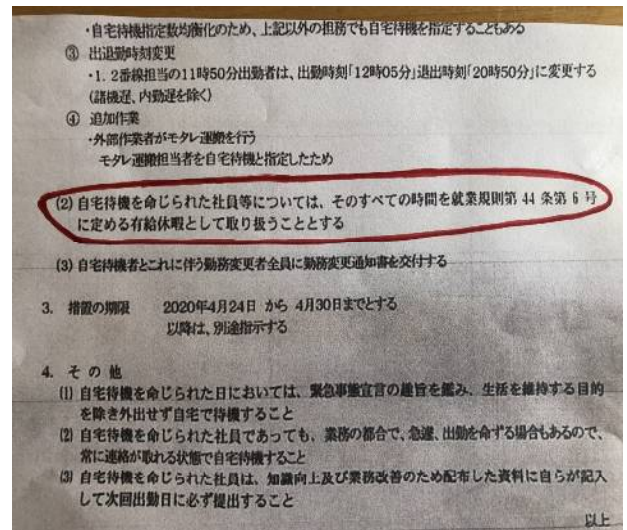
## 「自宅待機」の勤務認証を変更 関西新幹線サービック第一事業所 ようやく！サービックとして勤務認証を統一か!?

第一事業所は、「自宅待機」に対する勤務認証を、「有給休暇」（右の写真）から「自宅待機」として取り扱うことになりました。

「有給休暇」として勤務認証していましたが実質は「自宅待機」という矛盾した対応を行っていました。

地本は、「自宅待機」に対する勤務認証が事業所毎に異なっているため、本社に申し入れ（「自宅待機」となる労働者の勤務認証と勤務内容を明らかにすること）を行いました。

第一事業所が勤務認証を変更したのは、本社から申し入れに対する回答はまだありませんが、ようやくサービックとして勤務認証を統一したものと思われます。



### 勤務認証の変更は一人ひとりに説明すべきだ！

日付	4月24日	日付	5月10日
所定勤務	5組	所定勤務	5組
変更勤務	有休	変更勤務	宅待

第一事業所は、勤務変更通知書（左の写真）を交付していますが、その時に勤務認証を変更した理由は言っていません。掲示は「自宅待機者には勤務変更指定表に「宅待」（自宅待機）と表記してある」だけです。唯一、点呼時の一斉放送で「システム改修が整い今回から宅待と記載されています」とシステムの改修を理由にしています。しかし、勤務認証を

「自宅待機」としている事業所もあります。システム改修と言われても、一体どこのシステムを、どのように改修したのか？謎だらけです。

「自宅待機」といえば、昨年10月の台風19号の影響で、第一事業所では「自宅待機」が発生しました。その時の賃金を60/100（一日につき平均賃金）としたため、問題が発生しました。まさか、そのことがあるため勤務認証を「自宅待機」にしたくなかったということはないと思いますが・・・。

いずれにしても、勤務認証の変更という重要な事柄については、社員からの問い合わせがあれば対応するというのではなく、会社から一斉放送ではなく一人ひとりに対して納得できる説明をすべきです。